

## 下関市屋外広告物許可基準における色彩の取扱いの見直しについて

平素より本市の景観行政の推進にご理解ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本市の屋外広告物設置の許可基準において、赤色系の使用に関する規制として、下関市屋外広告物条例施行規則の共通基準で「赤色系の色の使用は最小限度であること。」と定めておりますが、この「最小限度」の範囲が曖昧なため、許可を申請する方々の解釈が異なり不公平が生じることや統一した景観の形成が図られない状況でございました。

本市といたしましては、これらの問題を解消すべく令和元年9月20日に「最小限度」の運用を「赤色系の使用の最小限度は、それぞれの屋外広告物面積の1/2以下までを許容の範囲とする。」と取り扱うこととし、令和元年9月20日以降、運用してまいりました。

しかしながら、この赤色の色彩基準に関する制限を設けたことについて、当課に対してご意見が寄せられたこともあり、下関市景観審議会の専門部会であるデザイン委員会委員の意見を参考にし、改めて検討いたしました。

つきましては、赤色系の使用の「最小限度」に関する運用の取扱いについて、下記のとおり見直しのうえ運用していくことといたしますので、お知らせいたします。

### 記

今後の対応について（令和2年6月22日から適用）

- ① 赤色系の使用にあたり、広告物面積の1/2以内を審査の目安とし、1/2を超えるものについては、改めて広告物デザインと周囲の景観との調和が保たれているか否かを確認したうえで、審査する。
- ② ①により、判断が困難な場合は、諮問機関の下関市景観審議会の専門部会であるデザイン委員会委員の意見を照会したうえで、判断する。
- ③ 経過措置期間を設けず、赤色系の使用を最小限とすることを願います。

また、審査にあたりましては、申請者に対し、広告物デザインと周囲の景観との調和が保たれている状況や赤色系の使用を最小限とした理由などを確認させていただくこともございます。

なお、今回の見直しに伴い、一部の申請者の方々にはお手数をお掛けすることもございますが、ご理解とご協力の程よろしく願いいたします。

今後もより良い景観の形成に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上